

## 役員等の報酬、手当及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人兵庫県勤労福祉協会（以下「協会」という。）の評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬、手当及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

(役員等の勤務形態)

第2条 本規程において、常勤とは、協会を主たる勤務先として協会の業務に従事することをいい、非常勤とは常勤以外の場合をいう。

(報酬及び手当)

第3条 常勤の理事には、報酬、地域手当及び期末手当（以下「報酬等」という。）並びに通勤手当を支給する。

2 前項にかかわらず、兵庫県から派遣された常勤の理事については、兵庫県と締結した職員の派遣に関する協定に基づく報酬等を支給する。

3 評議員、非常勤の理事及び監事は無報酬とする。

4 常勤の監事には、報酬及び通勤に要する交通費を支給する。

(報酬の額及び支給方法)

第4条 常勤の理事及び監事に対する報酬等の額は、別表に定める範囲内で評議員会において定める。

2 期末手当及び地域手当の額は、兵庫県の特別職に属する常勤の職員の例による。

3 通勤手当の額は、協会職員の例による。

4 報酬等及び通勤手当の支給方法については、協会職員の例による。

(旅費)

第5条 役員等には、職務を行うことに要する費用の弁償として、旅費を支給する。

2 旅費の額は、協会職員旅費規程による。

3 旅費の支給方法については、協会職員の例による。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は評議員会が別に定める。

(附則)

1 この規程は、協会の設立登記の日から施行する。

2 財団法人兵庫県勤労福祉協会役員等の給与及び費用弁償に関する規程（昭和60年4月1日制定）は廃止する。

(附 則)

この規程は、平成28年4月1日から適用する。

(附 則)

この規程は、平成30年4月1日から適用する。

(附 則)

この規程は、平成31年4月1日から適用する。

別表（第4条第1項関係）

| 役員の区分 | 従事日数  | 一人当たりの報酬等（年額） |
|-------|-------|---------------|
| 理事長   | 週5日以内 | 900万円以内       |
| 理事    | 週5日以内 | 800万円以内       |
| 監事    | 週3日以内 | 400万円以内       |